

平成27年3月5日

関係各位

長崎税関業務部

### 「知的財産侵害物品取締強化期間」の実施について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃は、税関行政にご協力とご理解を賜り、誠にありがとうございます。

財務省関税局は3月4日、「平成26年の税関における知的財産侵害物品の差止状況」を公表しました。輸入差止件数は32,060件で、前年（平成25年）に比べ14.0%増となり、過去最多を記録するとともに初めて3万件を超えるなど、依然として高水準にあります。

知的財産侵害物品は、その流通により、権利者が本来得るべき利益の逸失による経済秩序の混乱を招きます。また、消費者が使用することにより健康や安全を脅かす危険性のある医薬品やバッテリーなどの知的財産侵害物品の差止めが増加基調にあります。

長崎税関では、昨年に引き続き更なる取締りの強化のため、3月16日（月）から22日（日）までの1週間を『知的財産侵害物品取締強化期間』と位置づけ、管内全官署において、集中的な取締りを行い、侵害物品の発見に努めることとしております。

つきましては、皆様方のご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。